

EIP 特別講演

いわゆるマイニングスクリプトと不正指令電磁的記録に関する罪

～コインバイブ事件判決の論点と課題～

【テーマ】

コインバイブは、「登録者に対し、ウェブサイト閲覧者がその閲覧中に使用する電子計算機の中央処理装置（CPU）にその同意を得ることなく仮想通貨の一種である Monero の取引台帳へ取引記録を追記する承認作業等の演算が行わせ、同演算が成功すると、報酬として仮想通貨の取得が可能になるという、いわゆる採掘作業を実行するための専用スクリプトを提供し、総採掘量の 3 割をコインバイブチームの収益、7 割を登録者の報酬として分配するウェブサービス（横浜地判平成 31 年 3 月 29 日）」であるとされる。

コインバイブ事件は、これを自分が運営するウェブサイトに導入したことが不正指令電磁的記録に関する罪にあたるかどうか争われた事件であり、こうしたスクリプトが、不正指令電磁的記録（「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録（刑法第 168 条の 2 第 1 項第 2 号）」）に該当するかどうか争われていた。横浜地裁は、3 月に無罪判決を下している。

この講演では、この事件で被告人の弁護人を務めた平野敬弁護士と、この裁判において専門家証人としてコインバイブと不正指令電磁的記録の関係について証言を行った産業技術総合研究所の高木浩光主任研究員に、この判決を巡る論点と課題についてお話をいただく。

【講演者】

- ・電羊法律事務所 弁護士 平野敬
- ・産業技術総合研究所 主任研究員 高木浩光